

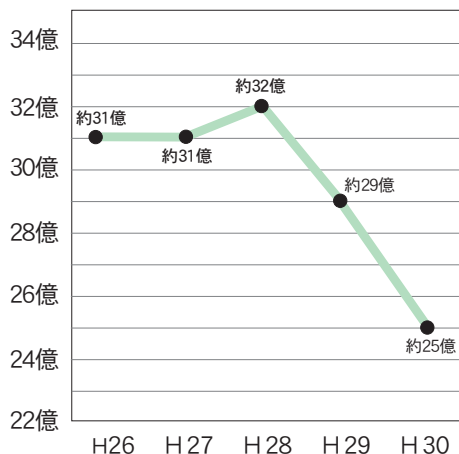
# 基金

預金残高は25億8,823万円（前年比3億1,132万円減）  
町民一人あたり22万円（前年比2万円減）

法律や条例によって設置される「基金」は、特定の目的に利用することができ、全会計で16の基金が設置されています。

平成30年度は財政の不均衡をならすための財政調整基金から3億4,372万円を取り崩し、その他の特定目的基金は胆振東部地震にかかる寄附金などにより3,236万円増加し、基金残高は前年比3億1,132万円減の、25億8,823万円となりました。

区 分	基金残高
財政調整基金	10億1,461万円
減債基金	1億87万円
その他基金	14億7,275万円
合 計	25億8,823万円



# 財政指標

実質公債費比率は9.3%（前年比0.5ポイント増）  
将来負担比率は77.8%（前年比3.0ポイント増）

平成30年度決算に基づいて算定した日高町の実質公債費比率と将来負担比率は、右の表のとおりです。

実質公債費比率は早期健全化基準を下回っており、前年より0.5ポイント上昇し、道内では81番目に高い比率となっていますので、引続き町債の発行を抑える努力が必要です。

また、将来負担比率についても早期健全化基準を下回っており、概ね良好な数値と言えます。

今後とも町債の発行を抑制し、将来負担を増やすことの無いよう、計画的な財政運営が必要です。

財政健全化判断比率	日高町	早期健全化基準	財政再生基準
<b>実質赤字比率</b> 一般会計の赤字から財政運営の深刻度をみる比率	—	14.28	20.00
<b>連結赤字比率</b> すべての会計の赤字から財政運営の深刻度をみる比率	—	19.28	30.00
<b>実質公債費比率</b> 一般会計等の借金返済額から資金繰りの危険度を示す比率	9.3	25.00	35.00
<b>将来負担比率</b> 一般会計等の負債残高から今後の財政運営への負担を示す比率	77.8	350.00	—

※実質赤字比率と連結赤字比率は赤字が生じていないため、「—」（該当なし）で表示しています。

日高管内の状況							
—実質公債費比率—				—将来負担比率—			
順位	町名	数値	道内順位	順位	町名	数値	道内順位
1	新ひだか町	12.5	29	1	日高町	77.8	31
2	浦河町	11.3	40	2	様似町	72.2	40
3	えりも町	10.9	48	3	新ひだか町	71.3	42
4	日高町	9.3	81	4	浦河町	42.8	70
5	様似町	8.2	106	5	平取町	38.1	72
6	新冠町	7.3	128	6	えりも町	17.5	93
7	平取町	4.4	162	7	新冠町	7.9	103

# 放課後児童クラブ利用児童募集のお知らせ

令和2年度放課後児童クラブの利用児童を下記のとおり募集します。

申請書は各放課後児童クラブ、役場子育て福祉課、水・くらしサービスセンター、厚賀出張所、日高総合支所地域住民課にありますので必要事項を記入のうえ提出してください。

《利用対象児童》 就労により昼間に保護者が不在となる世帯で、日高町内の小学校に通っている児童

## 《実施施設・定員》

名称	開設場所	定員
とみかわ児童館児童クラブ	富川北2丁目8番1号 とみかわ児童館内	50人
もんべつ児童館児童クラブ	緑町11番地の6 もんべつ児童館内	40人
厚賀すずらん保育所児童クラブ	厚賀町214番地の1 厚賀すずらん保育所内	20人
日高児童仲良しクラブ	松風町2丁目254番地の1 日高小学校内	20人

《開設日・開設時間》 ①月曜日から金曜日 下校時から午後5時45分まで  
②土曜日・休校日・春夏冬休み期間中 午前8時から午後5時45分まで  
※1 厚賀すずらん保育所児童クラブは、土曜日午前8時から正午まで  
※2 日高児童仲良しクラブは、土曜日は利用できません。  
※3 学校が学級閉鎖、学年閉鎖の時は利用できません。  
※4 災害等による臨時休校日は利用できません。

《休 止 日》 日曜日、祝日及び年末年始等開設場所の施設が閉館している日

《利 用 料》 利用料は無料ですが、日高児童仲良しクラブはおやつ代として月額2,000円が必要となります。  
なお、工作等に要する材料費等について、利用者の負担となる場合があります。

《募 集 期 間》 令和2年1月7日(火)～令和2年2月7日(金)  
※クラブの運営上、緊急的な場合を除き、募集期間を過ぎてからのお申し込みは原則お受けできませんのでご注意ください。

《提 出 先》 各放課後児童クラブ、役場子育て福祉課、水・くらしサービスセンター、厚賀出張所、日高総合支所地域住民課

《利用可否の決定》 令和2年3月中旬、個別に通知書を送付します。

《そ の 他》 ①現在利用している場合であっても、年度ごとの申請のため新年度の利用には再度申請が必要となります。  
②利用申し込みが各施設の定員を超えた場合、安全上の理由等により利用調整をする場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

## 【お問い合わせ先】

日高町役場 子育て福祉課 子育て支援グループ 電話 01456-2-6183  
日高総合支所 地域住民課 福祉・保険グループ 電話 01457-6-3173